

自動車の使用制限等に関する事務取扱要領について（例規）

最終改正 令和 7 . 3 . 19 例規情第10号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

京都府公安委員会訓令に基づき、最高速度違反車両、放置車両、過積載車両及び過労運転車両に係る指示及び自動車の使用制限に関する事務の適正かつ迅速な処理を図るため、必要な事項を定めたものです。